

○三股町中小企業・小規模企業振興基本条例

(令和8年3月23日条例第2号)

三股町は、宮崎県の南西部、都城盆地の東部に位置する自然豊かなまちである。生活利便性も良く、良好な住環境、充実した子育て環境であるため、年少人口割合も高く子育て世代が多く住むまちとなっている。いわゆる平成の大合併においては自主・自立の道を選ぶなど「自立」と「協働」のまちづくりで発展を続けてきた。その発展において重要な役割を果たしてきたのが中小企業・小規模企業である。本町の産業は、農業が基幹産業であり、その発展とともに、地域のインフラや関連産業が発展してきた。

その中でも、製造業、卸売業、小売業、及びサービス業は、地域ニーズに応じた商品の販売やサービスの提供によって、町民の暮らしを支える重要な社会基盤となっている。その町内の企業の大部分を占める中小企業・小規模企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど「自立」した地域経済の発展と町民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。

しかし、長引く景気低迷や急速に進む技術革新及び経済活動の国際化といった経営環境の変化、少子高齢化や人口減少社会の到来等、本町及び本町の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、日々大きく変化している。

このことから、「自立」と「協働」による持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域経済の活性化・働く人の幸福度向上を目指すことが必要である。そのためには、中小企業・小規模企業自らの自主的な努力を基本とし、町のみならず、町民、関係団体、各々が果たすべき役割を担い、互いに連携し、知恵と力を出し合う、「誰もが参加し、支え合うまちづくり」を推進することが重要である。そこで、人と人とのつながりを大切にし、中小企業・小規模企業の振興を本町の重要施策と位置づけ、その基本理念及び基本方針を定め、中小企業・小規模企業が力を発揮することで地域経済の活力を生み、町民及び町に関わる者が「住みたい」、「働きたい」、「学びたい」そして幸福度が高い暮らしができるまちの実現を目指していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務及び中小企業・小規模企業、経済団体、大企業、大規模小売店舗設置者等、金融機関、教育機関、町民の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の成長発展及びその事業の持続的な発展並びに地域経済の活性化を図り、もって本町の経済の発展及び町民生活の向上に寄与し、幸福度の高い暮らしができるまちの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体 商工法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づく商工会、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づく農業協同組合その他経済活動の発展に寄与する団体等及びこれらに準ずる団体等であつて、町内事業者と関係があるものをいう。
- (4) 大企業 中小企業及び小規模企業以外の事業者（金融機関を除く。）で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大規模小売店舗設置者等 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に基づく大規模小売店舗の設置者及び大規模小売店舗で営業する小売業者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行、信用金庫その他の金融業を行うもので、町内に本店又は支店を有するものをいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校で、町内にあるものをいう。
- (8) 関係団体 大規模小売店舗設置者等、金融機関、教育機関をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として行うものとする。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として町民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行うものとする。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、町、中小企業、小規模企業、経済団体、大企業、関係団体及び町民の協働により行うものとする。
- 4 小規模企業の振興は、小規模企業の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行うものとする。

（基本方針）

第 4 条 町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保並びに組織力の向上を図ること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業・小規模企業への資金供給の円滑化を図ること。

- (4) 中小企業・小規模企業の創業、事業承継及び新たな事業の分野への進出の促進を図ること。
 - (5) 中小企業・小規模企業が行う技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進を図ること。
 - (6) 中小企業・小規模企業による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を活かした事業活動の促進を図ること。
 - (7) 中小企業・小規模企業の販路開拓及び取引拡大の促進を図ること。
 - (8) 中小企業・小規模企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。
 - (9) 中小企業・小規模企業が、経済団体、教育機関及び金融機関との連携強化を図ること。
 - (10) 中小企業・小規模企業が地域課題への取組やまちづくりへの参画の支援を図ること。
- 2 町は、前項に規定する基本方針に基づいて推進した施策のうち、主なものの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を立案及び実施する責務を有する。

- 2 町は、中小企業・小規模企業が地域社会とともに発展していくために、地域住民との交流や地域貢献活動への参画の促進、地域資源を活用した取組を支援するように努めるものとする。
- 3 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を立案及び実施するに当たり、国、県、経済団体、大企業、その他関係団体との連携に努めるものとする。
- 4 町は、小規模企業に対して中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たり、小規模企業の経営の状況に応じて、必要な配慮を行うものとする。
- 5 町は、中小企業・小規模企業が生産又は販売を行う製品・サービスの町内における購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。
- 6 町は、中小企業・小規模企業が担うキャリア教育や人材育成の取組を積極的に支援し、教育機関等との連携を促進するように努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力及び役割)

第6条 中小企業者・小規模企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的な経営基盤の強化、雇用機会の確保、人材の育成その他雇用における環境整備に努めるものとする。

- 2 中小企業・小規模企業は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 中小企業・小規模企業は、町内の地域内経済循環を確立するため、地域資源の活用及び町内への再投資に努めるものとする。
- 4 中小企業・小規模企業は、地域社会の一員であることを自覚し、地域社会への貢献及び町民生活の向上に寄与するように努めるものとする。
- 5 中小企業・小規模企業は、地域経済の振興を図るため、経済団体への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。
- 6 中小企業・小規模企業は、次代を担う人材の育成に重要な役割を果たすために、教育機関と連携し、キャリア教育を推進するように努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 経済団体は、小規模企業の経営課題の抽出から解決に至るまでのきめ細やかな支援により、その経営の向上及び改善に努めるものとする。
- 3 経済団体は、中小企業・小規模企業が担うキャリア教育や人材育成の取組を積極的に支援し、教育機関等との連携を促進するように努めるものとする。

(大企業及び大規模小売店舗者等の役割)

第8条 大企業及び大規模小売店舗者等は、中小企業・小規模企業が地域経済において果たす役割の重要性を理解し、中小企業・小規模企業との連携を図るために、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、中小企業・小規模企業との共存共栄を図り、地域社会の一員として、地域社会への貢献及び町民生活の向上に寄与するように努めるものとする。
- 3 大企業及び大規模小売店舗設置者等は、地域経済の振興を図るため、経済団体等への加入等により、その活動に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、中小企業・小規模企業の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業・小規模企業の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業・小規模企業の経営の向上の維持発展を支援するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第10条 教育機関は、中小企業・小規模企業の振興が本町の経済の発展及び町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 教育機関は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。
- 3 教育機関は、キャリア教育を推進するとともに、町や経済団体等と連携した実践的な教育活動を充実することに努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第11条 町民は、中小企業・小規模企業の振興が本町の経済の発展及び町民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、地域経済の循環に資するため主体的に行動しつつ、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第12条 町は、中小企業・小規模企業、経済団体等と意見交換を行う機会を設け、中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。